

結 果 の 概 要

1 平成28年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成28年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反の全ての罪種において減少している。

また、少年被疑事件の通常受理人員も同様に減少傾向にあるが、外国人被疑事件（※2）の通常受理人員は、増加傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。
（※2）自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成28年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,116,198人で、前年に比べると5.7%（67,943人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は6.3%（15,295人）、特別法犯は3.8%（3,519人）、道路交通法等違反は3.2%（10,217人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷等の通常受理人員は487,536人で、刑法犯全体の68.3%、総数の43.7%を占めるが、前年に比べると7.4%（38,912人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	1,116,198	100.0	-5.7
刑 法 犯	226,462	20.3	-6.3
特 別 法 犯	89,281	8.0	-3.8
自動車による過失致死傷等	487,536	43.7	-7.4
道路交通法等違反	312,919	28.0	-3.2

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

通常受理人員について、平成23年以降の推移を罪種別に見る（表2）と特別法犯は平成27年まで増加傾向にあったが、同28年から減少に転じ、刑法犯、自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反の罪種は、なだらかに減少している。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数	100	96	90	84	80	75
刑 法 犯	100	97	91	88	83	78
特 別 法 犯	100	98	93	94	96	92
自動車による過失致死傷等	100	96	92	83	78	72
道 路 交 通 法 等 違 反	100	94	86	78	77	74

（注）1 平成23年を100とする指数である。
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成28年における刑法犯の通常受理人員は713,998人で、前年に比べると7.1%（54,207人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較する（表3）と、暴力行為等処罰に関する法律（3.2%、62人）、住居侵入（1.3%、96人）などがそれぞれ増加し、賭博・富くじ（30.0%、310人）、収賄・贈賄（28.1%、27人）、文書偽造（17.0%、557人）、横領・背任（15.4%、2,208人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構 成 比 (%)	対前年比 (%)
総 数	713,998	100.0	-7.1
公務執行妨害	2,093	0.3	-10.1
放火	906	0.1	-8.5
住居侵入	7,377	1.0	1.3
文書偽造	2,712	0.4	-17.0
強制わいせつ・強姦	5,240	0.7	-1.5
賭博・富くじ	722	0.1	-30.0
収賄・贈賄	69	0.0	-28.1
殺人	1,385	0.2	-3.3
傷害	39,214	5.5	-0.3
自動車による過失致死傷等	487,536	68.3	-7.4
窃盗	99,865	14.0	-7.6
強盗	2,907	0.4	-11.3
詐欺	17,640	2.5	-6.0
恐喝	2,443	0.3	-12.5
横領・背任	12,140	1.7	-15.4
盗品等関係	1,216	0.2	-8.2
毀棄・隠匿	9,262	1.3	-4.6
暴力行為等処罰に関する法律	2,014	0.3	3.2
その他の刑法犯	19,257	2.7	-5.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成28年における特別法犯の通常受理人員は89,281人で, 前年に比べると3.8% (3,519人) 減少している。

主な罪名別に前年と比較する(表4)と, 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (37.4%, 71人), 貸金業法 (21.0%, 30人), インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (17.6%, 21人) などがそれぞれ増加し, 金融商品取引法 (51.8%, 58人), 不正競争防止法 (42.5%, 79人) などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構 成 比 (%)	対前年比 (%)
総 数	89,281	100.0	-3.8
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	2,504	2.8	-15.9
銃砲刀剣類所持等取締法	5,583	6.3	0.4
売春防止法	645	0.7	-12.8
児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	2,713	3.0	5.9
ストーカー行為等の規制等に関する法律	733	0.8	14.0
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	140	0.2	17.6
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	113	0.1	4.6
著作権法	326	0.4	-15.1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,835	7.7	2.3
金融商品取引法	54	0.1	-51.8
出資の受入れ, 預り金及び金利等の取締りに関する法律	297	0.3	-22.5
貸金業法	173	0.2	21.0
不正競争防止法	107	0.1	-42.5
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	261	0.3	37.4
出入国管理及び難民認定法	4,251	4.8	5.9
その他の特別法犯	64,546	72.3	-5.1

なお, 平成28年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較すると, 大麻取締法 (14.5%, 489人), あへん法 (50.0%, 3人) はそれぞれ増加し, 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 (以下「麻薬特例法」という。) (5.5%, 26人), 覚せい剤取締法 (5.1%, 909人), 麻薬及び向精神薬取締法 (3.3%, 33人) は減少している。

平成23年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪 名	平 成					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
大 麻 取 締 法	2,578 (100)	2,542 (99)	2,581 (100)	2,917 (113)	3,383 (131)	3,872 (150)
麻薬および向精神薬取締法	785 (100)	722 (92)	1,036 (132)	854 (109)	1,004 (128)	971 (124)
覚 せ い 剤 取 締 法	19,700 (100)	19,008 (96)	17,781 (90)	17,633 (90)	17,979 (91)	17,070 (87)
あ へ ん 法	19 (100)	4 (21)	14 (74)	26 (137)	6 (32)	9 (47)
麻 薬 特 例 法	208 (100)	413 (199)	312 (150)	429 (206)	477 (229)	451 (217)

(注) () 内の数は、平成23年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員（統計表第8，9，10表関係）

平成28年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員（※）の総数は1,125,560人で、未済となった被疑事件の人員の総数は19,409人である。前年と比べると、既済人員は5.6%（67,191人）減少し、未済人員は1.0%（185人）増加している。罪種別に前年と比較する（表6）と、既済人員については、刑法犯（6.1%、14,787人）、特別法犯（2.9%、2,686人）、自動車による過失致死傷等（7.5%、39,800人）、道路交通法等違反（3.0%、9,918人）それぞれ減少している。未済人員については、自動車による過失致死傷等（4.0%、167人）、道路交通法等違反（15.7%、359人）は増加したが、刑法犯（2.1%、196人）、特別法犯（4.2%、145人）は減少している。

（※）時効再起事件の人員（7人）及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪 種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総 数	1,125,560	100.0	-5.6	19,409	100.0	1.0
刑 法 犯	228,074	20.3	-6.1	9,162	47.2	-2.1
特 別 法 犯	91,397	8.1	-2.9	3,304	17.0	-4.2
自動車による過失致死傷等	488,297	43.4	-7.5	4,295	22.1	4.0
道路交通法等違反	317,792	28.2	-3.0	2,648	13.6	15.7

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

また、平成28年における受理人員（旧受及び新受）総数（1,315,950人）に対する未済人員（19,409人）の割合は1.5%で、前年と比較して0.1ポイント上昇している。

平成28年の既済率は、総数は98.3%で、前年と比較して0.1ポイント低下している。

平成23年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪 種	平 成					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数	99.0	98.7	98.6	98.5	98.4	98.3
刑 法 犯	97.7	96.7	96.8	96.7	96.3	96.1
特 別 法 犯	97.3	96.7	96.5	96.8	96.5	96.5
自動車による過失致死傷等	99.5	99.4	99.3	99.2	99.2	99.1
道路交通法等違反	99.5	99.5	99.5	99.2	99.3	99.2

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成28年における既済人員について既済事由別に見ると，前年に比べ，起訴は352,669人で5.1%（18,790人），不起訴は701,719人で5.2%（38,218人）それぞれ減少している。

既済事由別人員の構成比について，平成23年以降の推移を見る（表8）と，公判請求の割合は同27年まで増加し，同28年はほぼ横ばいに推移している。略式命令請求の割合は減少傾向にあったが，同27年から増加傾向にある。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由		平 成 23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴		31.8	31.2	30.2	30.3	31.1	31.3
公 判 請 求		6.8	6.8	6.7	7.3	7.8	7.8
略 式 命 令 請 求		25.0	24.4	23.5	23.0	23.4	23.5
不 起 訴		59.1	60.5	61.8	62.1	62.0	62.3
そ の 他		9.0	8.3	8.0	7.6	6.8	6.3

（注）「その他」は，中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成28年において不起訴にした人員について，不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると，起訴猶予は90.6%で増減がなく，嫌疑不十分は6.4%で0.3ポイント上昇し，その他は3.0%で0.2ポイント低下している。

平成28年において刑法犯で起訴された人員のうち，公判請求の割合は，自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では70.2%で，自動車による過失致死傷等は10.7%である。

なお，刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について，平成23年以降の推移を見る（表9）と，公判請求の割合は，自動車による過失致死傷等を除く刑法犯では，同27年に0.7ポイント上昇したが，全体として減少傾向にある。自動車による過失致死傷等は，平成23年から横ばいに推移していたが，同26年から増加して推移している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分		平 成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
刑 法 犯	公 判 請 求	45.9	45.2	44.9	45.0	46.1	45.7
	略 式 命 令 請 求	54.1	54.8	55.1	55.0	53.9	54.3
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	71.4	70.1	70.5	70.1	70.8	70.2
	略 式 命 令 請 求	28.6	29.9	29.5	29.9	29.2	29.8
自動車による過失致死傷等	公 判 請 求	9.7	9.6	9.3	10.0	10.8	10.7
	略 式 命 令 請 求	90.3	90.4	90.7	90.0	89.2	89.3

(3) 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成28年において刑法犯（自動車による過失致死傷等を除く。）で起訴し，又は起訴猶予にした被疑者について，犯時年齢層別にその構成比を比較すると，20歳～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について，平成23年以降の推移を見る（表10）と，45歳～49歳及び65歳以上の構成比は増加する傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平成 23年	24年	25年	26年	27年	平成28年		
						総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17歳	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
18・19歳	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.7	0.8	0.4
20～24歳	13.1	12.8	12.9	13.0	12.9	12.9	13.8	7.9
25～29歳	11.5	11.3	11.1	10.9	10.9	11.0	11.6	7.8
30～34歳	10.7	10.5	10.8	10.5	10.6	10.5	10.9	8.4
35～39歳	11.6	11.3	10.8	10.7	10.4	10.2	10.4	9.0
40～44歳	10.3	10.8	10.9	11.2	10.9	10.9	11.0	10.8
45～49歳	8.2	8.6	8.7	9.1	9.3	9.6	9.6	9.4
50～54歳	7.0	7.0	7.0	7.0	7.3	7.3	7.3	7.6
55～59歳	6.9	6.6	6.2	6.1	6.0	5.9	5.8	6.0
60～64歳	7.4	7.4	6.9	6.3	6.0	5.6	5.6	5.8
65～69歳	4.9	4.9	5.2	5.4	5.6	6.0	5.6	8.1
70歳以上	7.3	8.0	8.5	8.8	9.1	9.3	7.6	18.8

(4) 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成28年において起訴した人員は352,669人である。罪種別に見ると、刑法犯は73,060人で、起訴した人員の20.7%，特別法犯は46,450人で同13.2%，自動車による過失致死傷等は51,321人で同14.6%，道路交通法等違反は181,838人で同51.6%である。

平成28年の起訴率は33.4%である。

平成23年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、自動車による過失致死傷等は緩やかな増加傾向にあるが、道路交通法等違反は減少を続けており、同23年から8.0ポイント低下している。

表11 起訴率の推移

罪 種	平成					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数	35.0	34.0	32.8	32.8	33.4	33.4
刑 法 犯	41.9	40.7	38.9	38.5	39.1	38.2
特 別 法 犯	56.8	55.3	54.3	53.2	53.3	52.4
自動車による過失致死傷等	9.3	9.4	9.5	10.2	10.6	10.9
道路交通法等違反	68.2	65.7	64.2	62.5	61.6	60.2

（注）1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成23年以降の推移を見る（表12）と、自動車による過失致死傷等は微増しているが、同23年から強制わいせつ・強姦（12.3ポイント），暴力行為等処罰に関する法律（11.5ポイント），傷害（10.8ポイント）などが大幅に低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪 名	平成					
	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
公務執行妨害	58.8	58.9	57.0	56.4	54.8	55.8
放火	44.3	44.1	48.1	45.7	43.9	37.3
住居侵入	43.0	42.0	41.4	40.2	39.0	41.7
文書偽造	52.9	45.7	43.7	45.3	38.3	43.7
強制わいせつ・強姦	51.4	49.6	47.3	43.4	41.1	39.1
賭博・富くじ	46.7	52.3	44.6	44.1	46.8	55.1
収賄・贈賄	82.0	61.1	60.3	83.9	88.5	88.7
殺人	37.1	31.8	30.7	34.6	33.4	30.8
傷害	44.9	43.0	39.3	37.2	36.0	34.1
自動車による過失致死傷等	9.3	9.4	9.5	10.2	10.6	10.9
窃盗	43.8	42.2	41.3	42.1	42.3	41.0
強盗	54.9	59.2	54.4	53.3	49.1	52.4
詐欺	54.7	55.0	53.3	55.0	57.2	56.2
恐喝	37.8	40.0	39.2	35.4	32.4	33.8
横領・背任	19.8	18.8	17.7	17.9	18.7	16.7
盗品等関係	30.9	25.5	22.4	28.4	30.1	24.7
毀棄・隠匿	25.0	25.0	23.5	24.3	22.4	22.1
暴力行為等処罰に関する法律	53.3	52.7	48.2	45.1	43.6	41.8

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(5) 処理期間(統計表第30, 31表関係)

平成28年において既済となった被疑事件(※1)の処理期間(※2)について, その期間別人員の構成比を罪種別に見る(表13)と, 被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は, 刑法犯45.9%, 特別法犯45.2%, 総数45.7%であり, 1月以内までに処理した割合は, 刑法犯76.1%, 特別法犯74.0%, 総数75.4%である。

さらに, 2月以内までに処理した割合を見ると, 刑法犯87.9%, 特別法犯87.3%, 総数87.7%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み, 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15 日 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年を 超える
総 数	371,061 (100.0)	169,414 (45.7)	110,469 (29.8)	45,655 (12.3)	18,853 (5.1)	20,590 (5.5)	5,519 (1.5)	501 (0.1)	60 (0.0)
刑 法 犯	257,366 (100.0)	118,058 (45.9)	77,759 (30.2)	30,430 (11.8)	12,631 (4.9)	13,990 (5.4)	4,042 (1.6)	399 (0.2)	57 (0.0)
特 別 法 犯	113,695 (100.0)	51,356 (45.2)	32,710 (28.8)	15,225 (13.4)	6,222 (5.5)	6,600 (5.8)	1,477 (1.3)	102 (0.1)	3 (0.0)

(注) () 内は, 総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員(統計表第27表関係)

平成28年における少年被疑事件の通常受理人員は72,274人で, 前年に比べると12.5%(10,309人)減少している。

罪種別に前年と比較して見る(表14)と, 刑法犯は18.4%(8,434人), 自動車による過失致死傷等は5.2%(898人), 道路交通法等違反は7.0%(1,170人)それぞれ減少し, 特別法犯は7.4%(193人)増加している。

また, 男女別構成比では, 男子が84.4%を占めている。前年に比べると, 男子は12.3%(8,566人)減少し, 女子も13.4%(1,743人)減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	72,274	100.0	-12.5
刑 法 犯	37,482	51.9	-18.4
特 別 法 犯	2,802	3.9	7.4
自動車による過失致死傷等	16,407	22.7	-5.2
道路交通法等違反	15,583	21.6	-7.0
男	61,014	84.4	-12.3
女	11,260	15.6	-13.4

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成23年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、特別法犯を除いた罪種で減少傾向が認められ、刑法犯は同23年から半減しており、また、男女別に見ると女性は同23年から半減している。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
総 数	100	88	80	71	61	54
刑 法 犯	100	85	75	65	52	43
特 別 法 犯	100	96	91	91	104	112
自動車による過失致死傷等	100	97	95	86	78	74
道路交通法等違反	100	91	87	78	74	69
男	100	89	81	73	64	56
女	100	86	76	63	51	44

(注) 1 平成23年を100とする指数である。
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成28年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と、前年に比べて、放火(11.1%, 6人), 強制わいせつ・強姦(8.2%, 48人)が増加したほかは、殺人(30.3%, 23人), 横領・背任(26.2%, 1,549人), 恐喝(24.7%, 178人)などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。
以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	53,889	100.0	-14.8
公 務 執 行 妨 害	175	0.3	-22.9
放 火	60	0.1	11.1
住 居 侵 入	1,592	3.0	-5.7
文 書 偽 造	119	0.2	-16.2
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	634	1.2	8.2
殺 人	53	0.1	-30.3
傷 害	3,865	7.2	-19.3
自動車による過失致死傷等	16,407	30.4	-5.2
窃 盗	21,146	39.2	-19.5
強 盗	474	0.9	-14.9
詐 欺	1,065	2.0	-14.3
恐 喝	544	1.0	-24.7
横 領 ・ 背 任	4,368	8.1	-26.2
盗 品 等 関 係	654	1.2	-7.0
暴力行為等処罰に関する法律	222	0.4	-23.4
そ の 他 の 刑 法 犯	2,511	4.7	-5.1

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、大麻取締法は262人で42.4%（78人）、覚せい剤取締法は170人で6.3%（10人）、麻薬及び向精神薬取締法は21人で61.5%（8人）それぞれ増加しており、毒物及び劇物取締法は16人で前年から増減はなかった。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7、9、10、27表関係）

平成28年における全被疑者（少年、成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は6.5%で、前年に比べ、0.5ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成23年以降の推移を罪種別に比較する（表17）と、特別法犯は同27年から増加しているものの、全般的に減少傾向が認められ、刑法犯は同23年から13.7ポイント低下している。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
総 数	9.1	8.4	8.1	7.7	7.0	6.5
刑 法 犯	30.3	26.6	24.7	22.1	19.0	16.6
特 別 法 犯	2.6	2.5	2.5	2.5	2.8	3.1
自動車による過失致死傷等	3.3	3.4	3.4	3.4	3.3	3.4
道路交通法等違反	5.4	5.2	5.4	5.3	5.2	5.0

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷等を含まない。

平成28年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と、前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、放火（1.1ポイント）、盗品等関係（0.7ポイント）などであり、減少している罪名は、強盗（9.2ポイント）、横領・背任（5.2ポイント）、暴力行為等処罰に関する法律（3.9ポイント）などである。

なお、少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は、盗品等関係（53.8%）である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少年	成人
総 数	7.5	92.5
公 務 執 行 妨 害	8.4	91.6
放 火	6.6	93.4
住 居 侵 入	21.6	78.4
文 書 偽 造	4.4	95.6
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	11.0	89.0
殺 人	3.8	96.2
傷 害	9.9	90.1
自動車による過失致死傷等	3.4	96.6
窃 盗	21.2	78.8
強 盗	7.8	92.2
詐 欺	6.0	94.0
恐 喝	22.3	77.7
横 領 ・ 背 任	36.0	64.0
盗 品 等 関 係	53.8	46.2
暴力行為等処罰に関する法律	11.0	89.0
そ の 他 の 刑 法 犯	9.6	90.4

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

平成28年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る（表19）と、前年に比べて、14・15歳は26.8%（3,959人）、16・17歳は18.9%（3,602人）、18・19歳は6.0%（1,771人）といずれも減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	53,889	100.0	-14.8
14・15 歳	10,805	20.1	-26.8
16・17 歳	15,487	28.7	-18.9
18・19 歳	27,597	51.2	-6.0

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成23年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、14・15歳、16・17歳の割合は減少傾向にあり、18・19歳の割合は増加傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平 成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15 歳	31.6	29.3	29.0	27.2	23.4	20.1
16・17 歳	31.9	31.7	30.4	30.0	30.2	28.7
18・19 歳	36.5	39.1	40.6	42.8	46.5	51.2

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第15，21表関係）

平成28年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は18,078人で、前年に比べると0.7%（133人）増加している。

罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は1.0%（99人）減少し、特別法犯は3.1%（232人）増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	18,078	100.0	0.7
刑 法 犯	10,258	56.7	-1.0
特 別 法 犯	7,820	43.3	3.1

平成28年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピンが上位を占める。

前年に比べると、インドネシア（99.1%、109人）、イラン（19.3%、26人）、タイ（17.3%、78人）、ベトナム（14.2%、351人）などが増加し、韓国・朝鮮（7.5%、303人）、フィリピン（6.0%、79人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	18,078	100.0	0.7
中 国	5,330	29.5	-2.6
韓 国 ・ 朝 鮮	3,725	20.6	-7.5
ベ ト ナ ム	2,828	15.6	14.2
フ ィ リ ピ ン	1,243	6.9	-6.0
ブ ラ ジ ル	1,042	5.8	-1.6
タ イ	528	2.9	17.3
ペ ル ー	484	2.7	8.0
ア メ リ カ 合 衆 国	444	2.5	-0.2
イ ン ド ネ シ ア	219	1.2	99.1
イ ラ ン	161	0.9	19.3
そ の 他	2,074	11.5	3.9

平成28年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は13,215人で、前年から1人減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は2.0％（142人）減少し、特別法犯は2.3％（143人）増加している。

また、平成28年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は73.1％で、前年に比べると0.5ポイント減少しており、罪種別では、刑法犯は67.9％で0.8ポイント、特別法犯は79.9％で0.5ポイントそれぞれ減少している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比（％）	対前年比（％）	外国人被疑事件中に 占める割合（％）
総 数	13,215	100.0	0.0	73.1
刑 法 犯	6,969	52.7	-2.0	67.9
特 別 法 犯	6,246	47.3	2.3	79.9

平成28年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、フィリピンなどが上位を占める。

前年に比べると、インドネシア（114.4％，111人），イラン（23.9％，27人），タイ（16.3％，67人），ベトナム（13.6％，325人）などが増加し、韓国・朝鮮（15.3％，226人），フィリピン（8.7％，88人），中国（6.8％，314人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比（％）	対前年比（％）	外国人被疑事件中に 占める割合（％）
総 数	13,215	100.0	0.0	73.1
中 国	4,320	32.7	-6.8	81.1
ベ ト ナ ム	2,720	20.6	13.6	96.2
韓 国 ・ 朝 鮮	1,252	9.5	-15.3	33.6
フ ィ リ ピ ン	925	7.0	-8.7	74.4
ブ ラ ジ ル	809	6.1	4.1	77.6
タ イ	477	3.6	16.3	90.3
ペ ル ー	330	2.5	4.8	68.2
アメリカ合衆国	260	2.0	2.0	58.6
インドネシア	208	1.6	114.4	95.0
イ ラ ン	140	1.1	23.9	87.0
そ の 他	1,774	13.4	2.7	85.5

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第15，21表関係）

平成28年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、住居侵入（25.1％，69人），強制わいせつ・強姦（15.3％，31人）などが増加し，恐喝（40.2％，33人），盗品等関係（13.0％，15人）などが減少している。特別法犯では，麻薬及び向精神薬取締法（32.6％，45人），大麻取締法（14.2％，31人）などが増加したほかは，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（12.9％，77人）が減少している。

構成比で見ると，窃盗が25.0％と最も高く，次いで出入国管理及び難民認定法違反が20.6％を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	18,078	100.0	0.7
刑 法 犯	10,258	56.7	-1.0
公 務 執 行 妨 害	98	0.5	-11.7
住 居 侵 入	344	1.9	25.1
文 書 偽 造	295	1.6	-12.2
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	233	1.3	15.3
賭 博 ・ 富 く じ	37	0.2	2.8
殺 人	78	0.4	14.7
傷 害	2,098	11.6	-0.6
窃 盗	4,524	25.0	-4.1
強 盗	176	1.0	-5.4
詐 欺	633	3.5	5.3
恐 喝	49	0.3	-40.2
横 領 ・ 背 任	390	2.2	-6.3
盗 品 等 関 係	100	0.6	-13.0
暴力行為等処罰に関する法律	91	0.5	-12.5
そ の 他 の 刑 法 犯	1,112	6.2	11.5
特 別 法 犯	7,820	43.3	3.1
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	522	2.9	-12.9
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	240	1.3	-1.2
売 春 防 止 法	112	0.6	13.1
大 麻 取 締 法	250	1.4	14.2
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	183	1.0	32.6
覚 せ い 剤 取 締 法	929	5.1	3.2
あ へ ん 法	3	0.0	0.0
関 税 法	156	0.9	7.6
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	3,729	20.6	5.4
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,696	9.4	-0.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成28年における全被疑者の通常受理人員(315,743人,自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。)に占める外国人被疑者の割合は5.7%で,前年に比べると,0.3ポイント上昇している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると,刑法犯では,文書偽造(10.9%),盗品等関係(8.2%),強盗(6.1%)などが,特別法犯では,出入国管理及び難民認定法(87.7%),あへん法(33.3%),関税法(25.2%)などが高い割合を示している。

平成28年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る(表26)と,刑法犯では,賭博・富くじ(30.0%,3人),強制わいせつ・強姦(26.2%,37人),住居侵入(22.9%,48人)などが増加し,公務執行妨害(31.9%,23人),文書偽造(21.5%,62人)などが減少している。特別法犯では,あへん法(50.0%,1人),麻薬及び向精神薬取締法(28.9%,33人),大麻取締法(16.2%,23人)などが増加したほか,風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(13.1%,48人)が減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	13,215	100.0	0.0
刑 法 犯	6,969	52.7	-2.0
公 務 執 行 妨 害	49	0.4	-31.9
住 居 侵 入	258	2.0	22.9
文 書 偽 造	227	1.7	-21.5
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	178	1.3	26.2
賭 博 ・ 富 く じ	13	0.1	30.0
殺 人	53	0.4	17.8
傷 害	1,247	9.4	-3.3
窃 盗	3,242	24.5	-5.3
強 盗	127	1.0	-1.6
詐 欺	388	2.9	6.6
恐 喝	24	0.2	-11.1
横 領 ・ 背 任	250	1.9	-6.0
盗 品 等 関 係	83	0.6	-9.8
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	56	0.4	-13.8
そ の 他 の 刑 法 犯	774	5.9	12.3
特 別 法 犯	6,246	47.3	2.3
風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 違 反	318	2.4	-13.1
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	154	1.2	-1.3
売 春 防 止 法	70	0.5	6.1
大 麻 取 締 法	165	1.2	16.2
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	147	1.1	28.9
覚 せ い 剤 取 締 法	607	4.6	1.2
あ へ ん 法	3	0.0	50.0
関 税 法	141	1.1	11.9
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	3,573	27.0	4.2
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,068	8.1	-3.2

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成28年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると, 刑法犯では, 盗品等関係 (83.0%), 文書偽造 (76.9%), 強制わいせつ・強姦 (76.4%) などが, 特別法犯では, あへん法 (100.0%), 出入国管理及び難民認定法 (95.8%), 関税法 (90.4%), 麻薬及び向精神薬取締法 (80.3%) などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕 (統計表第41, 43表関係)

平成28年に既済となった被疑事件 (※) の人員のうち, 逮捕された者は122,550人で, 前年に比べると2.8% (3,541人) 減し, 28年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は38.7%で前年より0.9ポイント上昇している。

(※) 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る (表27) と, 逮捕された者の人員は, 刑法犯は2.5% (2,344人), 特別法犯は3.5% (1,197人) 減少している。また, 逮捕された者の割合は, 刑法犯は39.5%で前年より1.5ポイント上昇し, 特別法犯は36.8%で前年より0.2ポイント減少している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪 種	総 数	逮 捕 さ れ た 者			逮 捕 さ れ な か っ た 者		
		人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	316,534	122,550	38.7	-2.8	193,984	61.3	-6.7
刑 法 犯	228,055	90,019	39.5	-2.5	138,036	60.5	-8.3
特 別 法 犯	88,479	32,531	36.8	-3.5	55,948	63.2	-2.5

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成23年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	33.0	34.8	35.7	36.3	37.8	38.7
逮捕されなかった者	67.0	65.2	64.3	63.7	62.2	61.3

平成28年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は8,211人（20.4%）、同成人は114,325人（44.4%）であり、前年に比べると、少年は11.6%（1,080人）、成人は2.1%（2,462人）減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は109,396人（42.6%）、同女子は13,154人（31.4%）であり、前年に比べると、男子は2.8%（3,107人）、女子は3.2%（434人）減少している。

平成28年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が183人（0.1%）、警察から身柄送致が114,306人（93.3%）、警察で身柄釈放が8,061人（6.6%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が11人（5.7%）、警察から身柄送致が3,953人（3.3%）それぞれ減少し、警察で身柄釈放が423人（5.5%）増加している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比（%）	対前年比（%）
総 数	122,550	100.0	-2.8
検 察 庁 逮 捕	183	0.1	-5.7
警 察 から 身 柄 送 致	114,306	93.3	-3.3
警 察 で 身 柄 釈 放	8,061	6.6	5.5

また、平成28年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は67,453人（55.0%）、不起訴は47,232人（38.5%）、中止は84人（0.1%）、家庭裁判所送致は7,781人（6.3%）であり、前年に比べると、起訴は5.5%（3,899人）減少し、不起訴は3.1%（1,414人）増加している。

(2) 勾留（統計表第41、42、44表関係）

平成28年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は105,669人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の92.3%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は102,089人で、勾留請求した者の96.6%を占めている。

また、勾留された者（※）は102,107人で、前年に比べると4.6%（4,886人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成28年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べ、勾留中公判請求は46,591人で6.7%（3,344人）、勾留中略式命令請求は9,859人で6.1%（639人）、勾留中家裁送致は5,094人で13.6%（803人）、釈放は40,554人で0.2%（99人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比（%）	対前年比（%）
総 数	102,107	100.0	-4.6
勾 留 中 公 判 請 求	46,591	45.6	-6.7
勾留中略式命令請求	9,859	9.7	-6.1
勾 留 中 家 裁 送 致	5,094	5.0	-13.6
釈 放	40,554	39.7	-0.2
そ の 他	9	0.0	-10.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は5,131人（12.7%）、不起訴は34,545人（85.2%）、中止は62人（0.2%）、家庭裁判所送致は816人（2.0%）である。

平成28年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は61,592人（60.3%）、不起訴は34,618人（33.9%）、中止は62人（0.1%）、家庭裁判所送致は5,835人（5.7%）であり、前年に比べると、起訴は6.3%（4,150人）減少し、不起訴は0.3%（115人）増加している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比（%）	対前年比（%）
総 数	102,107	100.0	-4.6
起 訴	61,592	60.3	-6.3
不 起 訴	34,618	33.9	0.3
起 訴 猶 予	24,476	24.0	0.2
嫌 疑 不 十 分	8,049	7.9	2.5
そ の 他	2,093	2.0	-5.8
中 止	62	0.1	-3.1
家 裁 送 致	5,835	5.7	-12.7

平成28年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,199人（1.2%）、10日以内は36,281人（35.5%）、15日以内は4,836人（4.7%）、20日以内は59,713人（58.5%）、25日以内は15人（0.0%）、25日を超えるは63人（0.1%）である。

なお、平成28年において勾留期間の延長を請求した者は64,780人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は64,653人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は40,391人で、延長が許可された者の62.5%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成28年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は140,825人で全体の61.3%を占めている。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は39.7%で0.1ポイント低下し、特別法犯は36.8%で0.2ポイント上昇している。

（※）前科不詳者，法人，自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	229,649	140,825	88,824
男	196,628	115,116	81,512
女	33,021	25,709	7,312
刑 法 犯	152,200	91,849	60,351
男	128,765	73,616	55,149
女	23,435	18,233	5,202
特 別 法 犯	77,449	48,976	28,473
男	67,863	41,500	26,363
女	9,586	7,476	2,110

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成23年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平 成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	57.8	58.6	59.0	59.8	60.2	60.3
前 科 者	42.2	41.4	41.0	40.2	39.8	39.7

平成28年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、収賄・贈賄（6.2ポイント）、放火（4.7ポイント）、脅迫（4.5ポイント）などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、強盗（2.7ポイント）、文書偽造（1.8ポイント）、賭博・富くじ（1.8ポイント）などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、殺人、横領・背任、放火などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	53.5	46.5
放火	68.7	31.3
住居侵入	61.0	39.0
文書偽造	61.7	38.3
強制わいせつ・強姦	67.4	32.6
賭博・富くじ	66.1	33.9
収賄・贈賄	84.6	15.4
殺人	71.3	28.7
傷害	62.5	37.5
脅迫	59.2	40.8
窃盗	56.9	43.1
強盗	60.0	40.0
詐欺	60.3	39.7
恐喝	50.6	49.4
横領・背任	70.1	29.9
盗品等関係	63.7	36.3
毀棄・隠匿	55.6	44.4
暴力行為等処罰に関する法律	49.0	51.0

注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成28年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると, 初犯者の割合の高い罪名は, 公職選挙法(75.5%, 対前年比5.4ポイント減少), 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(72.9%, 同0.5ポイント減少), 売春防止法(69.4%, 同1.3ポイント上昇)などである。また, 前科者の割合の高い罪名は, 毒物及び劇物取締法(75.4%, 対前年比1.2ポイント減少), 覚せい剤取締法(74.7%, 同0.1ポイント上昇)などである。

(2) 初犯者, 前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49, 50表関係)

平成28年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について, 初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると, 初犯者では刑法犯は39.9%(前年41.6%), 特別法犯は50.2%(同50.3%)であり, 前科者では刑法犯は60.3%(同61.8%), 特別法犯は72.6%(同73.6%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と, 公訴提起率が高い罪名は, 順に, 初犯者では, 収賄・贈賄(98.2%), 殺人(85.9%), 強制わいせつ・強姦(85.0%), 強盗(84.3%)などであり, 前科者では, 殺人(92.8%), 強制わいせつ・強姦(90.6%), 収賄・贈賄(90.0%), 強盗(89.6%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	53.2	67.4
放火	69.6	83.3
住居侵入	44.6	59.0
文書偽造	59.8	66.3
強制わいせつ・強姦	85.0	90.6
賭博・富くじ	52.5	63.0
収賄・贈賄	98.2	90.0
殺人	85.9	92.8
傷害	33.6	46.1
脅迫	44.7	57.2
窃盗	34.4	64.8
強盗	84.3	89.6
詐欺	70.2	69.9
恐喝	47.9	56.4
横領・背任	14.6	28.7
盗品等関係	30.0	59.1
毀棄・隠匿	51.8	66.5
暴力行為等処罰に関する法律	33.8	61.6

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は、覚せい剤取締法は初犯者90.9%，前科者92.8%，児童福祉法は初犯者74.8%，前科者84.1%，毒物及び劇物取締法は初犯者70.9%，前科者83.9%，麻薬及び向精神薬取締法は初犯者70.4%，前科者83.9%，大麻取締法は初犯者65.8%，前科者71.5%などとなっている。

8 検察官の上訴

(1) 控訴（統計表第59，60表関係）

平成28年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は108人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は85人で、検察官が控訴した被告事件の78.7%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成28年において既済となった人員を既済事由別の構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が60.0%と最も高く、次いで控訴棄却が20.0%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比（%）
総 数	95	100.0
破 棄 自 判	57	60.0
破棄差戻し・破棄移送	8	8.4
控 訴 棄 却	19	20.0
控 訴 取 下 げ	1	1.1
そ の 他	10	10.5

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の38人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪とした人員は22人（57.9%），破棄差戻し・破棄移送は7人（18.4%），控訴棄却は9人（23.7%）である。

また、原判決が有罪の53人について、破棄自判により原判決より刑を重くした人員は27人（50.9%），刑が同じ人員は4人（7.5%），刑を軽くした人員は1人（1.9%），公訴棄却は2人（3.8%），破棄差戻し・破棄移送は1人（1.9%），控訴棄却は8人（15.1%），控訴取下げは1人（1.9%），その他は9人（17.0%）である。

(2) 上告（統計表第59，61表関係）

平成28年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者とは上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は3人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成28年において既済となった人員は2人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

平成28年において確定裁判を受けた人員は320,488人で、前年に比べると4.0%（13,267人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（250.0%，5人），拘留（20.0%，1人），禁錮（1.7%，52人）が増加し、懲役（3.5%，1,898人），罰金（4.0%，11,100人），科料（12.7%，285人）が減少している。

また、無罪は18.2%（16人）増加し、公訴棄却は16.7%（55人）減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比（%）	対前年比（%）
総 数	320,488	100.0	-4.0
死 刑	7	0.0	250.0
懲 役	51,839	16.2	-3.5
禁 錮	3,193	1.0	1.7
罰 金	263,099	82.1	-4.0
拘 留	6	0.0	20.0
科 料	1,962	0.6	-12.7
無 罪	104	0.0	18.2
公 訴 棄 却	274	0.1	-16.7
そ の 他	4	0.0	-42.9

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成23年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にあったが、同28年は禁錮が増加に転じている。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑 の 種 類		平 成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
懲	役	100	97	88	88	90	87
禁	錮	100	100	98	97	97	99
罰	金	100	94	84	76	75	72

（注）平成23年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成23年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役の実刑については増加傾向にあったものの、同26年から減少している。また、禁錮の実刑については、平成25年に増加したものの、全体として減少傾向にある。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区 分		平 成 23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
懲 役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	43.5	43.6	44.2	42.7	41.2	38.9
	一部 猶 予	-	-	-	-	-	1.6
	全部 猶 予	56.5	56.4	55.8	57.3	58.8	59.5
禁 錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	3.7	3.3	3.7	2.3	2.3	1.8
	一部 猶 予	-	-	-	-	-	0.0
	全部 猶 予	96.3	96.7	96.3	97.7	97.7	98.2

平成28年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る（表40）と、前年と比較して、懲役では、1年以下が4.4%、3年以下が11.8%、5年以下が3.1%、10年以下が10.0%、20年以下が9.1%、20年を超えるが16.7%、無期が44.4%それぞれ減少し、15年以下が1.4%増加している。また、禁錮では1年以下が30.4%、3年以下が26.1%それぞれ減少し、3年を超えるが50.0%増加した。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区 分		人 員	構成比 (%)
懲 役	計	20,147	100.0
	1 年 以 下	5,279	26.2
	3 年 以 下	11,524	57.2
	5 年 以 下	2,342	11.6
	10 年 以 下	770	3.8
	15 年 以 下	147	0.7
	20 年 以 下	50	0.2
	20 年を超える	20	0.1
	無 期	15	0.1
禁 錮	計	56	100.0
	1 年 以 下	16	28.6
	3 年 以 下	34	60.7
	3 年を超える	6	10.7
	無 期	-	-

（注）刑の執行猶予を除く。

（2）刑の執行猶予（統計表第68，69，70，71，72，73，74，75表関係）

平成28年において刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は33,975人で、前年に比べると2.1%（717人）減少している。また、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、懲役が855人であり、禁錮は計上がなかった。

自由刑について、刑の種類別に刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員及び構成比を見ると、懲役が30,837人（90.8%）、禁錮が3,137人（9.2%）、罰金が1人（0.0%）であり、前年に比べると、懲役が2.5%（783人）減少し、禁錮が2.2%（69人）増加している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る（表41、表42）と、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が3年以上の構成比が69.9%と最も高く、次いで4年以上が20.2%を占めているのに対し、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた人員は、執行猶予期間が2年以上の構成比が85.4%と最も高く、次いで3年以上が12.4%を占めている。

表41 刑の全部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間				人 員	構成比 (%)
計				33,975	100.0
1	年	以	上	8	0.0
2	年	以	上	1,041	3.1
3	年	以	上	23,742	69.9
4	年	以	上	6,848	20.2
5			年	2,336	6.9

表42 刑の一部の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間				人 員	構成比 (%)
計				855	100.0
1	年	以	上	14	1.6
2	年	以	上	730	85.4
3	年	以	上	106	12.4
4	年	以	上	4	0.5
5			年	1	0.1

平成28年において刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者は4,346人（取り消された刑の種類は、懲役4,330人、禁錮16人）で、前年に比べると132人（2.9%）減少している。

刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は4,106人で、刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.5%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は700人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の17.0%を占めている。

また、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された者は、覚せい剤取締法1人のみであった。